

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| | | | |
|--------------|---|--------------------|----------|
| No | 2 | 府省庁名 厚生労働省医薬食品局総務課 | |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設 | | |
| 要望内容 (概要) | <p>セルフメディケーションの推進に関し、充実した相談体制や設備などを有する薬局のうち中小企業者が開設するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置を創設する。</p> <p>※ 医薬品医療機器法（昭和35年法律第145号）に基づく薬局機能情報提供制度では、全ての薬局に対して、提供できるサービス等に関する都道府県知事への報告義務を課し、都道府県知事その内容を公表することとされている。この薬局機能情報提供制度を活用し、平成28年度から、充実した相談体制や設備などを有する薬局を公表できるようにすることを検討中。</p> | | |
| 関係条文 | <p>・ 医薬品医療機器法第8条の2、医薬品医療機器法施行規則第11条の3、別表第1</p> | | |
| 減収見込額 | [初年度] (精査中) | [平年度] (精査中) | (単位：百万円) |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>・セルフメディケーションの推進に関し、充実した相談体制や設備などを有する薬局に係る税制上の優遇措置を創設し、健康づくりの支援に積極的に取り組む薬局を支援することで、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）には、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、またいわゆる社会保障改革プログラム法（平成25年法律第112号）でも、政府は個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行うこととされている。また、経済財政運営と改革の基本方針2015においても「個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーションを推進する。」こととされたところである。</p> <p>・平成26年度与党税制改正大綱では、セルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、その税制のあり方について検討することと盛り込まれており、また、平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）では、今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、不動産取得税の特例措置等について検討するとされている。</p> <p>・セルフメディケーションの推進を図るためには、国民が気軽に健康に関する相談をすることができる環境や、専門家の適切なアドバイスの下で一般用医薬品等を安全かつ適切に使用できる環境を整備することが重要。</p> <p>・この点、薬局は、薬剤師が常駐し、健康に関する相談に応じられるほか処方薬の薬歴も踏まえて一般用医薬品等の使用に関する適切な情報提供等を行うことが可能であるため、セルフメディケーション推進のための窓口となることが期待されていることから、充実した相談体制や設備などを有する薬局の基準を今年秋頃までに策定し、平成28年度から、当該薬局の公表制度を開始する予定である。</p> <p>・こうした薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーション推進を図るため、当該薬局に対する税制面での支援措置を講じ、薬局の積極的な取組を促進することが必要である。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | | | |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>【政策評価】</p> <p>基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標：品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること</p> <p>施策目標：医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること（I-6-2）</p> <p>医薬品の適正使用を推進すること（I-6-3）</p> <p>【閣議決定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） <p>一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本再興戦略 改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）及び日本再興戦略 改訂2015（H27.6.30閣議決定）中期工程表 <p>薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進、充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障改革プログラム法第4条 <p>2 政府は、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の健康増進への取組を奨励するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） <p>かかりつけ薬局の推進のため、薬局全体の改革について検討するとともに、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や医師との連携による地域包括ケアへの参画を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度与党税制改正大綱（平成25年12月12日自由民主党・公明党） <p>効果的な予防サービスや健康管理の充実の観点から、今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、その税制の在り方について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日自由民主党・公明党） <p>今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、不動産取得税の特例措置等について検討する。</p> |
| | 政策の達成目標 | セルフメディケーション推進のための健康づくり支援に積極的に取り組む薬局（中小企業者が開設するものに限る。）に対する税制面での支援措置を講じることにより、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進を図る。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | セルフメディケーション推進のための健康情報の窓口として、一般用医薬品等の適切な販売体制の整備や健康相談等に取り組む薬局では、一般用医薬品の十分な販売・保管スペースや相談対応スペースなどの確保が必要である。特に中小企業者においては、これに要する費用が負担となると考えられるため、中小企業者が開設する当該薬局に対する不動産取得税の軽減措置を創設することは、当該薬局となろうとする薬局の支援として有効である。 |

| | | |
|-----|---------------------|--|
| | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業費（27 年度予算額 223 百万円、28 年度も概算要求）…平成 26 年度より地域の実情に沿ったセルフメディケーションや在宅医療に関するモデル事業を開始したが、27 年度は 26 年度の事業の成果も踏まえ、さらに充実・発展させる形で実施し、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点作りを推進。（委託先：都道府県（再委託可）） ・平成 28 年度は、セルフメディケーションの推進に関し、充実した相談体制や設備などを有する薬局を含めた薬局全体のかかりつけ薬局機能の強化を図るため、平成 27 年度中に策定予定である「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けてロードマップや具体的施策を講じる上での留意点等を検討するとともに、かかりつけ薬局機能の強化のためのテーマ別モデル事業を実施するための予算を概算要求（健康サポート機能の更なる充実・強化など） |
| 相当性 | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康情報拠点推進事業では、平成 26 年度から地域に密着した薬局・薬剤師が健康支援や相談を行うなど各都道府県で創意工夫をこらしたモデル事業の実施を開始し、平成 27 年度には、更に充実・発展した形で引き続きモデル事業を実施している。あわせて、平成 26 年度のモデル事業の成果の検証等を今年度の検討会で行い、セルフメディケーションの推進に関し、充実した相談体制や設備などを有する薬局の基準を策定し、平成 28 年度より当該薬局の公表制度を開始予定。 ・平成 28 年度からは、セルフメディケーションの推進に関し、充実した相談体制や設備などを有する薬局を含めた薬局全体のかかりつけ薬局機能の強化を図るため、平成 27 年度中に策定予定である「患者のための薬局ビジョン」の実現に資するかかりつけ薬局の強化のためのモデル事業（健康サポート機能の更なる充実・強化など）を実施するための予算を要求予定であり、税制措置とあわせて当該薬局による更なる取組を支援予定。 |
| | 要望の措置の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略に盛り込まれた薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションを強力に推進していくためには、セルフメディケーションの推進に関し、充実した相談体制や設備などを有する薬局が実施する先進的・効果的なモデル事業に対する助成を行いその成果を周知することにあわせて、当該薬局の基準を満たす薬局（一般用医薬品の十分な販売・保管スペースや相談対応スペース等が必要）のうち中小企業者が開設するものを対象とする不動産取得税の軽減措置を創設することにより、当該薬局になろうとする薬局を後押ししてこれを増やしていくことが必要であり、税制措置を講じることに妥当性がある。 |
| ページ | 2—2 | |

| | |
|--|----------------------------------|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 平成 26 年度及び平成 27 年度において同等の要望を行った。 |